

経営者が最低限知っておきたい！

消費税の税務 Ⅱ

はじめに

消費税対策において、重要になるのは課税売上と課税仕入れの取扱いです。課税売上とは、消費税がかかる収入をいいます。一方、課税仕入れは、消費税における経費に相当するものであり、課税仕入れに対する消費税は、課税売上に対する消費税から控除することができます。

課税売上と課税仕入れの両者に係る税額の差額が納付すべき消費税になりますので、いつ消費税の売上や経費を認識するのか、消費税の売上や経費としなければならないものは何か、といった点を押さえれば、消費税の負担をコントロールすることができます。今回は、この課税売上と課税仕入れにつき、認識するタイミングや対象となる範囲について、解説を加えています。

その他、今回は実際に税額計算を行う場合の注意点として、95%ルール等について解説しました。95%ルール等が適用されると、課税仕入れに対する消費税は、その全額を控除することができないこととなります。この取扱いは近年の改正で大きく拡大されたため、今後その取扱いが問題になることが確実に増えますから、注意点をきちんと押さえてください。

本テキストが、皆様のビジネスにとってわずかなりともお役にたつのであれば、これに勝る喜びはありません。

目次

III 課税売上と課税仕入れ

IV 95%ルール等の注意点

<注意点>

本小冊子は、平成26年12月1日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。なお、平成27年10月1日から、電子書籍等に課税される消費税の取扱いが改正される予定ですが、この税制改正はまだ国会を通過していませんので、本テキストでは触れていません。

その他、消費税は法人だけでなく個人事業者に対しても課税されますが、個人事業者の消費税は法人の消費税と多少異なる部分がありますので、本テキストは法人の消費税を前提に解説しております。

Ⅲ 課税売上と課税仕入れ

【Q12】

＜課税売上と課税仕入れの意義＞

消費税は、課税売上に対する消費税から、課税仕入れに対する消費税を控除して計算するということですが、「課税売上」と「課税仕入れ」の意義について教えてください。

【A12】

＜消費税がかかる売上と消費税がかかる支出＞

課税売上とは、消費税が課税される売上をいい、課税仕入れとは、消費税が原則として課税される支出をいいます。両者に係る消費税の差額を原則として国に納税することになります。

【解説】

消費税は、前段階税額控除方式を採用していますので、前段階の業者に支払った消費税を自社の売上に対する消費税から控除することができます。この支払った消費税のもとになる取引、すなわち商品や材料の仕入、固定資産の購入、サービスの購入などが、課税仕入れとなります。消費税は、「国内において、事業者が事業として対価を得て行う、資産の譲渡・貸付け・役務の提供」に課税されますので、課税仕入れはその逆、すなわち「事業者が事業として、国内において対価のある資産の譲受け・借受け・役務の提供を受けること」をいいます。

ただし、消費税がゼロ円課税されるという免税取引や、消費税を課税しないという非課税取引に該当する支払いについては、消費税を負担していないこととなりますので、課税仕入れの対象からは除かれます。このため、海外への旅費（免税取引）や、土地の購入（非課税取引）などは、課税仕入れとすることができません。

一方で、課税売上とは消費税がかかる売上をいいます。具体的には、消費税がかからない、非課税売上や、消費税がゼロ円課税される免税売上以外の、消費税が実際に課税される取引に係る売上です。各事業年度において納付すべき消費税は、原則としてその事業年度の課税売上に対する消費税から、同じ事業年度の課税仕入れに対する消費税を控除して計算されます（計算された金額がマイナスの場合には、消費税が還付されます。）。

なお、輸入取引により税関に申告納税した消費税についても、課税仕入れに対する消費税と同様、課税売上に対する消費税から控除することができます。

【Q13】

＜課税売上と課税仕入れを計上するタイミング＞

税務調査で収益と費用を計上する事業年度が異なる、という期ズレの問題をよく指摘されますが、課税売上や課税仕入れを計上すべきタイミングについて教えてください。

【A13】

＜原則として法人税と同様＞

課税売上や課税仕入れを計上すべきタイミングは、例外はありますが、原則として法人税の収益や費用を計上するタイミングと同様です。資産の譲渡などの取引の区分に応じて、計上するタイミングが決まっています。

【解説】

課税売上や課税仕入れを認識するタイミングは、法人税の収益や費用を計上するタイミングと概ね同様であり、基本的には消費税の対象となる取引の区分に応じて、下記（図12）や（図13）のように決まっています。

（図12） 課税売上を認識するタイミング

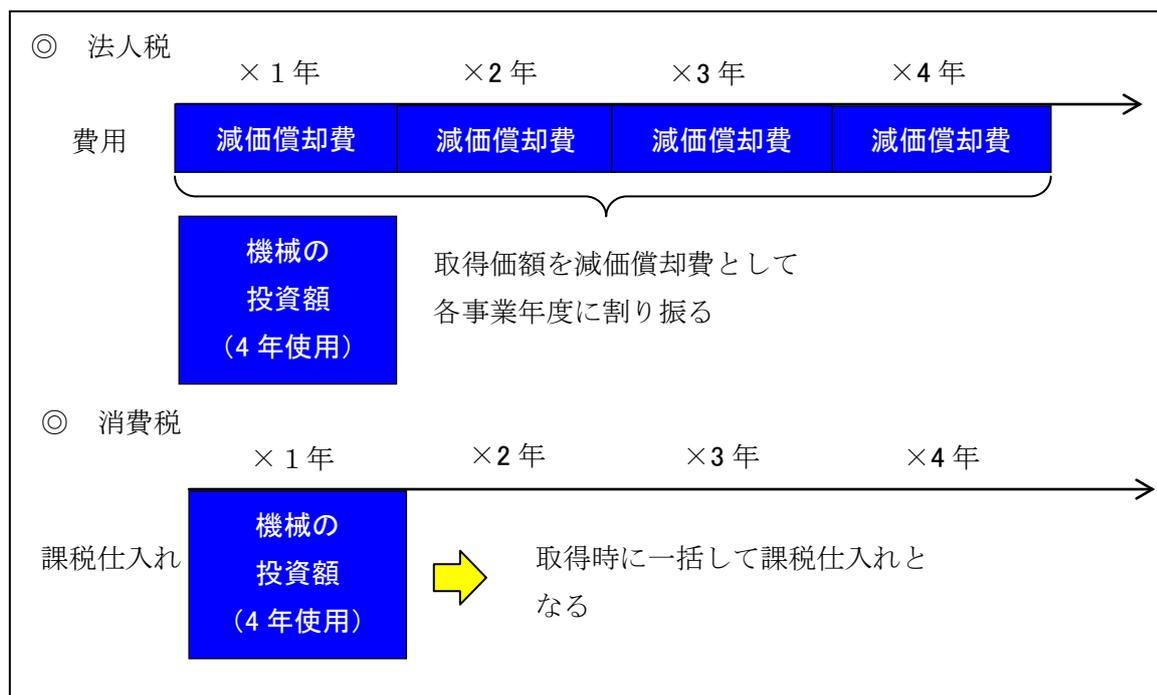
取引の種類	タイミング
資産の譲渡（商品の販売など）	資産の引渡しの時点
資産の貸付け（事務所の賃貸など）	対価の支払いを受けるべき期日など
役務の提供（工事の請負など）	役務の提供を完了した時点

（図13） 課税仕入れを認識するタイミング

取引の種類	タイミング
資産の譲受け（商品の仕入など）	資産の引渡しを受ける時点
資産の借受け（事務所の賃借など）	対価を支払うべき期日など
役務提供を受けること（固定資産の建設など）	役務の提供が完了した時点

このため、課税売上や課税仕入れを認識するタイミングは、法人税の収益や費用と同様に考えれば原則として問題はありません。しかし、法人税の収益や費用と大きく異なるものとして、固定資産の購入が挙げられます。消費税には法人税の減価償却のような制度がありませんので、固定資産の引渡しを受けた段階で、その全額の課税仕入れが認められます（図14参照）。

（図14） 固定資産の購入と法人税・消費税の取扱い



なお、輸入取引については、税関に消費税を申告した時点において、その申告した消費税を控除することができます。

【Q14】

＜短期前払費用の特例＞

当社は、一年分前払いしている事務所の家賃について、法人税の短期前払費用の特例を適用していますが、消費税は家賃の支払期日の課税仕入れとする必要があるでしょうか。

【A14】

＜法人税で適用していれば、支払い時に課税仕入れが可能＞

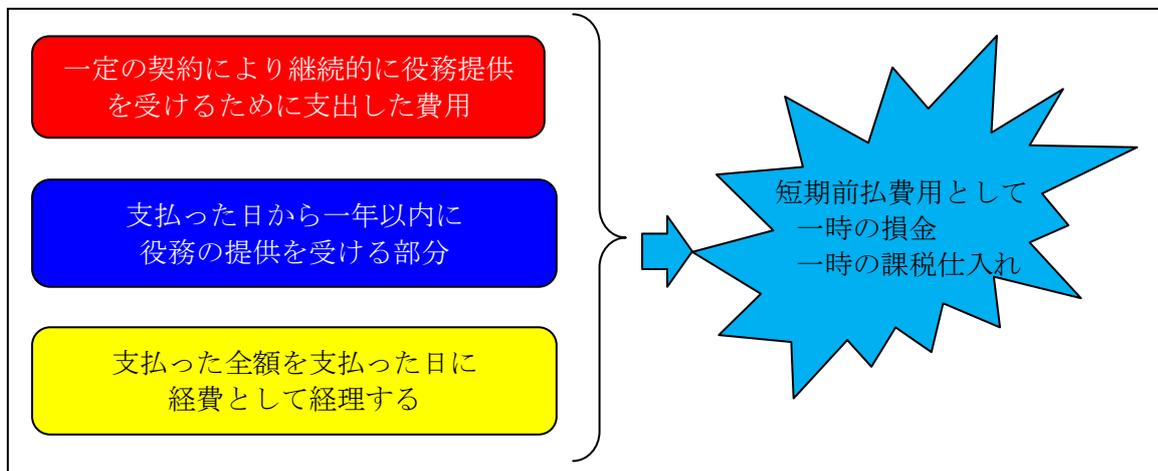
法人税の短期前払費用の特例の適用を受けていれば、消費税も同様に、前払いした金額の全額について、課税仕入れが認められます。

【解説】

法人税の節税の一つとして、よく使われる制度に短期前払費用の特例があります。これは、①一定の契約により継続的に役務提供を受けるために支出した費用について、②支払った日から一年以内に役務の提供を受ける部分については、③その支払った全額を、その支払った日に経費として経理することで損金とすることができる、という特例です。

一例をあげると、事務所の家賃を一年分決算時に前払するようなケースが挙げられます。本来、事務所の家賃は支払期日の属する月ごとに費用として計上すべきですが、短期前払費用の特例を使えば、その一年分の家賃を一度に経費にすることができるのです（図 15 参照）。

（図 15）短期前払費用の特例



この短期前払費用の特例は、法人税だけではなく、法人税で適用を受けることを条件に、消費税の課税仕入れにも適用があるとされています。このため、法人税において短期前払費用の特例の適用を受けた費用については、消費税においても、短期前払費用として一年分の課税仕入れを認識することができます。

【Q15】

＜免税事業者からの課税仕入れ＞

免税事業者である A 社から商品を購入しましたが、A 社は消費税を納税していませんので、課税仕入れはできないのでしょうか？

【A15】

＜免税事業者からの課税仕入れも認められる＞

課税仕入れは、事業者が事業として国内において対価性のある資産の譲受け・借受け・役務の提供を受けることをいいますので、取引相手が免税事業者であっても、課税仕入れはできます。

ただし、給与の支払いは課税仕入れになりません。

【解説】

免税事業者は消費税を納税しませんので、前段階税額控除方式の考え方からすれば、免税事業者からの課税仕入れはできないと考えられるかもしれませんが、しかし、法律上、事業者が事業として国内において対価性のある資産の譲受け・借受け・役務の提供を受けることに該当すれば、課税仕入れとされますので、免税事業者との取引であっても、この要件に該当すれば課税仕入れ

となり、支払った消費税を控除することができます。

ただし、給与の支払いは、対価性のある役務の提供に対する支払いには該当するものの、課税仕入れにはなりません。給与の支払いは、別途、課税仕入れの範囲から除かれています。

【Q16】

＜現物給与と課税仕入れ＞

税務調査で、役員に対する出張旅費のうち、グリーン車の料金が役員に対する給与に該当すると指摘を受けました。

給与の支払いは課税仕入れにならないので、このグリーン車の料金も、課税仕入れとしては認められないのでしょうか？

【A16】

＜現物給与とされても原則は課税仕入れとなる＞

課税仕入れから給与の支払いは除かれますが、お金以外の現物で給付する給与については、その現物の購入等が事業としての資産の譲受けに該当するのであれば、課税仕入れの対象となります。

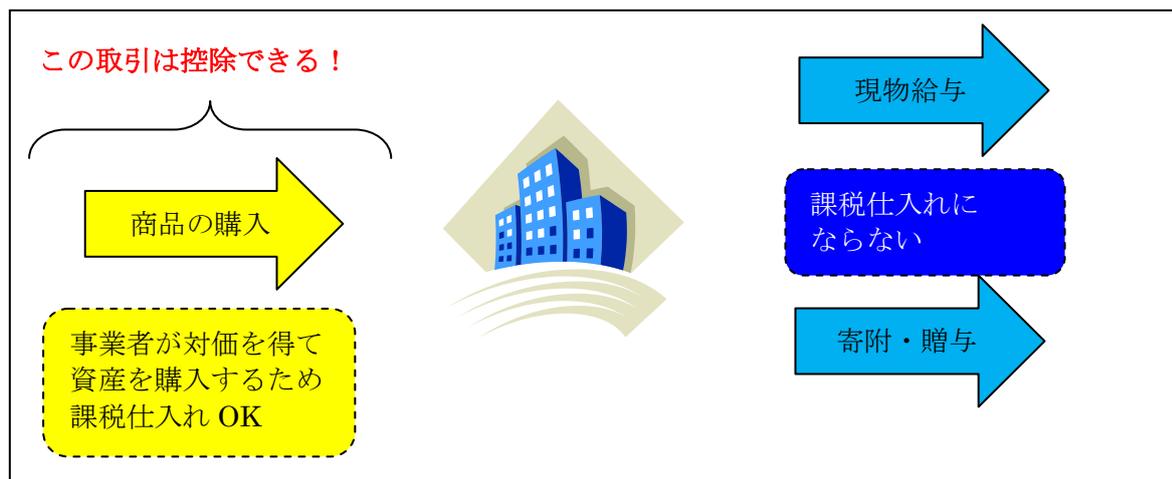
【解説】

給与の支払いは課税仕入れから除かれますので、いわゆる現物給与も、課税仕入れとされないとお考えの方も多いと思います。しかし、お金に代えて現物を支給する場合、その現物を購入する行為は「事業者が事業として対価性のある資産の譲受け」に該当しますので、その購入については課税仕入れの対象になる、とされています。

この点、現物給与として所得税が課税されるかは関係ない、とされていますので、本件のグリーン車の料金も、課税仕入れの対象になります。

なお、現物給与と同じ考え方で、寄附や贈与をするために資産を購入した場合にも、その資産の購入は課税仕入れに含まれます。寄附や贈与は、対価性はありませんが、これらのために資産を購入することは、対価性があるからです（図 16 参照）。

（図 16） 現物給与等と課税仕入れ



【Q17】

＜給与の範囲＞

従業員に通勤手当や住宅手当を渡していますが、これらも給与として課税仕入れの対象から除かれますか？加えて、従業員の出張等の際に支払う、日当や出張旅費についてはどうでしょうか？

【A17】

＜通勤手当や日当は原則として課税仕入れとなる＞

住宅手当など、給与に上乗せされて支払われるもので、所得税が課税される諸手当は消費税においても原則として給与として見られますが、所得税がかからない通勤手当や日当などは、原則として課税仕入れの対象になるとされています。

【解説】

住宅手当など、給与として所得税が課税される手当は、消費税においても原則として給与とされ、課税仕入れの範囲から除かれます。その一方で、所得税がかからない、通勤手当や日当などは、給与に該当せず課税仕入れの対象になるとされています。

ただし、通勤手当や日当などのうち、課税仕入れとなるのは通勤や出張等に「通常必要であると認められる部分の金額」とされています。このため、あまりにも高額な通勤手当や日当などについては、課税仕入れとすることはできないと税務署から指導されることがありますので、注意してください。

その他、注意点として、海外出張の際の日当や出張旅費があります。課税仕入れは「国内において」受けるものですから、海外の取引については、適用がありません。このため、海外出張の際の日当や出張旅費も、課税仕入れとすることはできません。

IV 95%ルール等の注意点

【Q18】

＜課税仕入れの全額を控除できない？＞

課税仕入れの対象となった消費税の全額を控除できない場合もある、と聞きましたが、消費税を負担しているのに、何故控除ができないのでしょうか。

【A18】

＜5億円基準と95%ルール＞

消費税がかからない非課税売上については、その売上を作るための経費もかからないと考えられており、非課税売上に対応する課税仕入れや輸入消費税については、原則として、控除が制限されるという仕組みが消費税には設けられています。

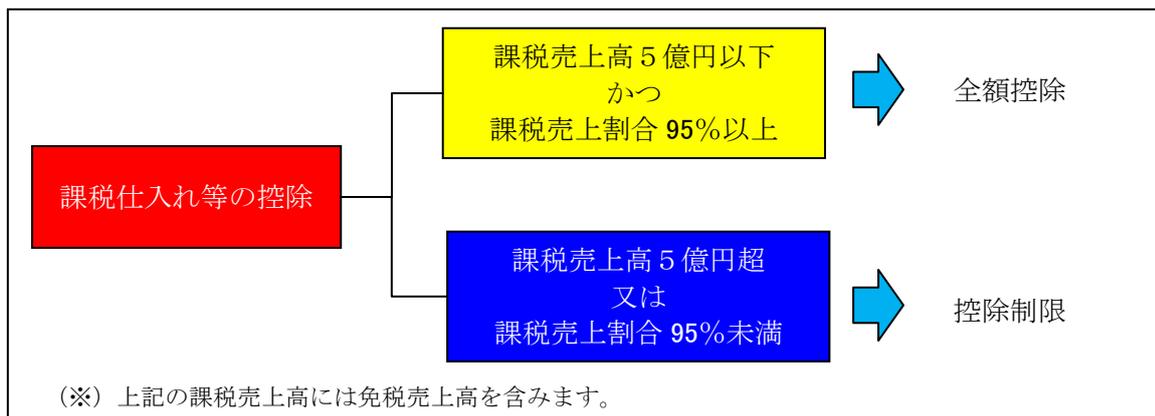
ただし、すべての事業者がこの仕組みを適用すると負担が大きいため、5億円基準と95%ルールに該当する場合に限り、課税仕入れの全額を控除できないという取扱いになっています。

【解説】

売上を作るためには、必然的に経費がかかるため、税金を計算する場合には、経費を控除することができるかとされています。この原則を消費税に置き換えた場合、非課税売上が問題になります。非課税売上は消費税の対象にはなりませんので、非課税売上に対応する課税仕入れについても認めるべきではない、と考えられています。

とは言え、非課税売上に対応する課税仕入れを区分すると、非常に大きな手間がかかります。このため、経理能力が大きいと認められる大企業（その事業年度の課税売上高が年間5億円超の事業者をいいます）や、非課税売上のウエイトが大きいと認められる、後述する課税売上割合が95%未満の事業者について、課税仕入れを制限する仕組みが設けられています（図17参照）。これらの事業者に該当する場合には、課税仕入れに対する消費税について、特別な計算が必要になります。

（図17）課税仕入れの控除金額に係るフローチャート



(※) 国税庁「消費税のあらまし (平成 26 年 6 月)」をもとに作成
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

【Q19】

＜課税売上割合の意義＞

課税売上割合はどのように計算するのでしょうか。

【A19】

＜課税売上の占める割合を計算＞

課税売上割合は、事業者の、消費税の対象となるすべての売上高に占める、課税売上高の割合をいいます。

具体的には、課税売上高と消費税がゼロ円かかる免税売上高の合計額が、課税売上高と免税売上高と非課税売上高の合計額に占める割合です。

【解説】

課税売上割合は、(図 18) により計算した割合をいいます。この割合から、消費税の対象となるすべての売上高のうち、どのくらい消費税が課税される売上高があるかを判断することができます。なお、免税売上高は、消費税がゼロ円かかる売上とされますので、分子に含めることになっています。

(図 18) 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

注意点として、株式などの有価証券等を売却した場合の取扱いがあります。有価証券等の売却は、非課税売上高に該当しますが、課税売上割合の計算上、分母にはその全額を含める必要はなく、売却額の 5% だけ含めれば足りるとされています。

【Q20】**＜全額控除できない場合の計算方法＞**

95%ルール等により、課税仕入れ等の全額を控除できない場合には、どのような計算を行うのでしょうか？

【A20】**＜個別対応方式か一括比例配分方式＞**

原則として、課税仕入れ等を、①課税売上にのみ要するもの、②非課税売上にのみ要するもの、③①と②に共通して要するものに区分し、①はその全額を控除し、②はその全額を控除せず、③は課税売上割合対応分のみを控除するという個別対応方式により計算することになります。

ただし、課税仕入れ等のうち、課税売上割合対応部分のみを控除するという一括比例配分方式も認められています。

【解説】

95%ルール等により、課税仕入れ等の全額を控除しないとされる場合には、個別対応方式と一括比例配分方式のいずれかで計算を行うことになっています。

個別対応方式とは、課税仕入れ等を、①課税売上にのみ要するもの、②非課税売上にのみ要するもの、③①と②に共通して要するものに区分し、①はその全額を控除し、②はその全額を控除せず、③は課税売上割合対応分のみを控除する方法をいいます（図 19 参照）。

（図 19）個別対応方式の計算

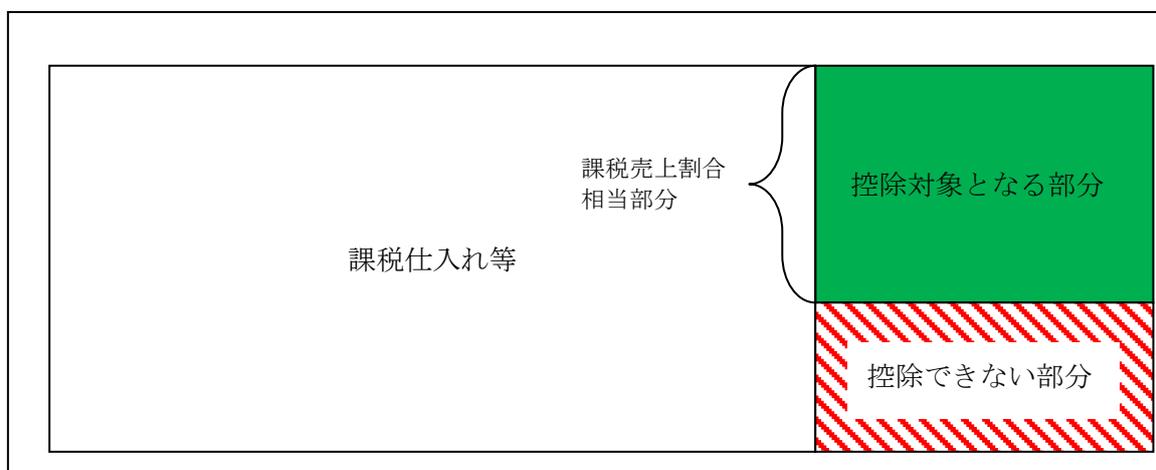


（※）国税庁「消費税のあらまし（平成 26 年 6 月）」をもとに作成
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

ただし、個別対応方式を適用するとなると、課税仕入れ等の用途をそれぞれ区分する必要がありますので、大きな手間がかかります。このため、簡便法として、課税仕入れ等のうち、課税売

上割合対応部分を控除する一括比例配分方式も認められています（図 20 参照）。

（図 20）一括比例配分方式の計算



（※）国税庁「消費税のあらまし（平成 26 年 6 月）」をもとに作成
(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>)

税額計算上、個別対応方式が有利になることが多いですが、中には一括比例配分方式が有利になる場合もありますので、どちらを採用するか、慎重に判断したいところです。

なお、個別対応方式と一括比例配分方式の選択は、特に税務署に届け出る必要はなく、確定申告書において、選んだ方法をチェックすれば足ります。

【Q21】

＜用途の区分方法と時期＞

個別対応方式による場合、課税仕入れの用途を区分する必要がありますが、具体的にはどのように区分すればいいでしょうか。
加えて、その区分するタイミングは、いつになりますか。

【A21】

＜「のみ要する」ものであるか否かが問題＞

個別対応方式による区分は、課税売上や非課税売上に「のみ要する」かが問題になります。このため、課税仕入れがこれらの売上にのみ対応するものであるか否かが問題になります。
加えて、用途の判断は、原則として課税仕入れを行った段階で行い、その段階で区分ができない場合には、事業年度終了日までに区分すれば足りるとされています。

【解説】

個別対応方式により計算を行う場合、課税仕入れの用途を区分する必要がありますが、その方法は原則として、その課税仕入れが課税売上や非課税売上に「のみ要する」ものであるか否かで

判断します。課税売上や非課税売上に「のみ要する」と言えるものはその区分となり、「のみ要する」とは言えないものについては、両者に共通して要する課税仕入れに区分されます。

このため、原則として、売上に対する原価に該当する課税仕入れは課税売上等に「のみ要する」課税仕入れとされますが、販売費及び一般管理費にある課税仕入れは、原則としては両者に共通して要する課税仕入れとなります。一例をあげると、原則として以下の（図 21）のように区分されます。

（図 21）課税仕入れ等の用途区分

課税仕入れ等の種類	用途
課税される商品の仕入	課税売上にのみ要するもの
課税される商品の広告宣伝費や運送費	課税売上にのみ要するもの
社宅や居住用アパートの建築費用	非課税売上にのみ要するもの
土地を売る場合の仲介手数料	非課税売上にのみ要するもの
旅費や通信費などの販売費及び一般管理費	原則、両者に共通して要するもの
本社建物の建築費	原則、共通して要するもの

その他、これらの用途は、課税仕入れを行った時の現況により区分することが原則です。課税仕入れを行った段階では、何に使うか区分できない場合もありますが、このような場合には、事業年度終了日までにその課税仕入れの用途を特定して区分すれば、その区分で問題ないとされています。

【Q22】

＜一括比例配分方式のデメリット＞

個別対応方式よりも一括比例配分方式の方が、計算が簡単ですので、当期はこちらを選択しようと思いますが、何かデメリットはありますか。

【A22】

＜撤回ができず、二年間は継続適用＞

一括比例配分方式を選択すると、最低でも二年間は継続して適用しなければなりません。加えて、一括比例配分方式と個別対応方式の選択は、確定申告で一度選択すると、その撤回は原則として不可能です。

【解説】

一括比例配分方式を選択する場合の最大の注意点は、いったんこの方法を選択すると二年間は継続しなければならない、という点です。このため、個別対応方式と完全に自由に選択できる、というものではありませんので、一括比例配分方式を採用する場合には、翌期以後の事情も踏まえて、十分に注意する必要があります。

その他、確定申告で一括比例配分方式を選択した後、個別対応方式の方が、納付すべき消費税額が小さいことが判明したため、計算をやり直したいという相談が多数寄せられています。しかし、確定申告で一括比例配分方式をいったん選択してしまうと、それを後日撤回して個別対応方式で計算し直すことは原則として認められません。

なお、これとは逆で個別対応方式を確定申告で選択し、後日一括比例配分方式で計算し直す、ということも原則としてできません。

一括比例配分方式を選択する場合には、これらのデメリットを十分に踏まえて、慎重に選択する必要があります（図 22 参照）。

（図 22）個別対応方式と一括比例配分方式のメリット・デメリットの比較

	個別対応方式	一括比例配分方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・控除額が大きくなることが多い ・継続の制限は原則ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・計算が簡単
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・計算が面倒 ・申告で選択すると撤回できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除額が小さくなることが多い ・一度選択すると二年継続 ・申告で選択すると撤回できない

【Q23】

＜利息しかない事業年度＞

私は本年1月、資本金2千万円の化粧品販売の会社（3月決算）を設立しました。当社の第一期目は3月しかないこともあり、収入は受取利息だけです。このため、第一期目の課税売上割合は0%ですが、95%ルールは適用されますか。

第二期目以降は、化粧品販売はすべて課税売上ですので、課税売上割合は99%以上になります。このため、第一期目は事業年度が短いという理由でたまたま課税売上割合が0%になっただけですから、第一期目も課税仕入れの全額を控除して問題がないと考えています。

【A23】

＜95%ルールは事業年度ごとに適用する＞

95%ルールの適用は、事業年度ごとに適用することになります。このため、御社の第一期目は、個別対応方式か一括比例配分方式を選択しなければならず、商品を仕入れるなど課税売上にものみ要する課税仕入れがなければ、消費税の還付は受けられません。

【解説】

95%ルールの適用は、あくまでも消費税を申告する事業年度ごとに判断します。このため、た

またまある事業年度だけ 95%を下回るようになったとしても、その事業年度を例外として、課税仕入れの全額を控除することはできません。

ご質問にあるように、設立一期目などは売上がなく、非課税売上となる預金の利息だけ、という事業年度になることが少なくありません。このような事業年度は会社設立後の特殊事情であることは間違いのないものの、課税売上割合が0%である以上、このような事業年度においても個別対応方式か一括比例配分方式を選択することになり、原則として課税仕入れの控除は認められません。このため、課税売上割合が0%である事業年度においては、支払った消費税の還付も認められないことがほとんどです。

ただし、このような事業年度においても、翌事業年度以後を見据えて自社の課税売上となる商品を仕入れた、という場合には課税仕入れの控除が認められる可能性があります。このような商品の仕入れは、将来の課税売上に対応する課税仕入れであるところ、個別対応方式の計算上、「課税売上のみ」に該当するからです。